

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 藤浪会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 主たる事務所 熊本市中央区本荘町 644 番地

従たる事務所 熊本市中央区琴平本町 3-43

(3) 設立認可年月日 昭和 62 年 3 月 16 日

(4) 設立登記年月日 昭和 62 年 3 月 24 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	整形外科井上病院	熊本市中央区本荘町 644	一般病床 48 床 療養病床 34 床
診療所	井上整形外科クリニック	熊本市中央区琴平本町 3-43	0 床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

無し

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

無し

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年5月26日 令和4度決算の決定

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

無し

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

無し

- (7) そ の 他

当該会計年度内に行われた工事及びリース契約 手術室空調機取替工事
 医療機器の購入 有

様式 2

法人名 医療法人社団 藤浪会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区本荘町644

財 産 目 録

(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	2,007,691 千円
2. 負 債 額	471,640 千円
3. 純 資 産 額	1,536,051 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	849,165
B 固 定 資 産	1,158,526
C 資 産 合 計 (A + B)	2,007,691
D 負 債 合 計	471,640
E 純 資 産 (C - D)	1,536,051

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人社団 藤浪会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区本荘町644

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	849,165	I 流 動 負 債	132,912
現金及び預金	668,477	支払手形	0
事業未収金	171,298	買掛金	28,352
有価証券	0	短期借入金	21,600
たな卸資産	2,721	未払金	16,622
前渡金		未払費用	23,144
前払費用	1,256	未払法人税等	12,717
繰延税金資産	6,437	未払消費税等	711
その他の流動資産	△ 1,024	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	1,158,526	前受金	0
1 有 形 固 定 資 産	876,119	預り金	5,766
建物	488,755	前受収益	0
構築物	5,109	賞与引当金	24,000
医療用器械備品	55,783	その他の流動負債	
その他の器械備品	40,404	II 固 定 負 債	338,728
車両及び船舶		医療機関債	
土地	285,613	長期借入金	90,650
建設仮勘定	0	繰延税金負債	
その他の有形固定資産	455	退職給与引当金	246,789
2 無 形 固 定 資 産	4,993	その他の固定負債	1,289
借地権	0	負債合計	471,640
ソフトウェア	4,241	純資産の部	
その他の無形固定資産	752	科 目	金 額
3 その他の資産	277,414	I 資 本 剰 余 金	
有価証券	3,620	II 利 益 剰 余 金	1,536,051
長期貸付金	0	代替基金	47,800
役員等長期貸付金	0	特別償却準備金	4,800
長期前払費用	656	別途積立金	1,100,000
繰延税金資産	63,178	繰越利益剰余金	383,451
その他の固定資産	209,960	IV 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	1,536,051
資産合計	2,007,691	負債・純資産合計	2,007,691

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 藤浪会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区本荘町644

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,108,928
2 事業費用		1,051,847
(1)事業費		
(2)本部費		
本来業務事業利益		57,081
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		57,081
II 事業外収益		
受取利息	6	
その他の事業外収益	9,295	9,301
III 事業外費用		
支払利息	372	
その他の事業外費用	1,998	2,370
経常利益		64,012
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	36,022	36,022
税引前当期純利益		27,990
法人税・住民税及び事業税	16,217	
法人税等調整額	△ 11,449	4,768
当期純利益		23,222

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 藤浪会
所在地 熊本市中央区本荘町644

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者 該当なし

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者 該当なし

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 藤浪会

理事長 井上 誠一 殿

私は、医療法人社団藤浪会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 6 月 20 日

医療法人社団 藤浪会

監事 